

## はじめに

東京都は、平成 12 年に全国に先駆けて制定した「東京都男女平等参画基本条例」に基づき、平成 14 年 1 月に、平成 14 年度から 18 年度までを計画期間とする「男女平等参画のための東京都行動計画 チャンス&サポート東京プラン 2002」を策定しました。

都は、この行動計画に基づき、男女平等参画社会の実現に向けて、着実な施策の推進を図ってきました。特に、重点課題を中心として、雇用の分野における積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の促進、保育サービスの充実、配偶者暴力対策基本計画の策定など、都の施策を推進するとともに、都民・事業者についても、「東京都男女平等参画を進める会」を通じて、男女平等参画に向け、行政と連携した自主的な取組を促してきました。

現行動計画は平成 18 年度末で計画期間が終了することから、平成 18 年 5 月に、知事から当男女平等参画審議会に対して「男女平等参画のための東京都行動計画の改定にあたっての基本的考え方について」の諮問を受け、審議を行ってきました。

審議にあたっては、急速に進行している少子・高齢化への対応などを中心に、現行動計画の進捗状況や国の男女共同参画基本計画（第 2 次）を勘案し、議論を重ねてきました。10 月には「中間のまとめ」を公表し、都民意見の募集を行ったところ、広く都民・事業者の皆様から多くのご意見を寄せていただきました。本審議会では、寄せられた皆様のご意見等を参考に、さらに議論を深め、行動計画の改定にあたっての基本的考え方をここに答申するものです。

本答申では、少子・高齢化が急速に進展するなかで、都がめざすべき男女平等参画社会のあり方などの基本的考え方と行動計画に盛り込むべき事項を分野別に示しています。また、都における取組をより実効性のあるものとするためには、法制度面での見直しが重要であるとの認識から、当審議会としても国に対して必要な事項について提言することとし、併せて答申の中に盛り込むことにしました。

本審議会は、都がこの答申をもとに、都民・事業者の皆様の協力を得ながら、実効性ある行動計画を策定し、これからの時代にふさわしい男女平等参画社会の実現に向けて、着実な施策展開を図っていくことを求めるものです。

東京都男女平等参画審議会  
会長 福原義春